

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会

諸謝金支払規程

規程第 15 号

平成 29 年 6 月 27 日第 5 回理事会決定

平成 30 年 6 月 6 日一部改正（15 理）

令和 2 年 2 月 27 日一部改正（17 理）

（目 的）

第 1 条 この規定は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）が、事業を遂行するにあたり、研修会等の講演を依頼した場合又は遺骨関連情報の提供を求め「聞き取り調査」を行った場合などにおいて、相手方に対する謝金等の支払いについて定めるものである。

（講演謝金）

第 2 条 派遣団構成員及び本協会役職員のための研修会において招聘した講師の謝金は、講師の分野別職位、経験、資格等及び講演時間に応じて「別表」による謝金を支払うとともに旅費規程による交通費を支払う。

（情報聞き取り調査謝金）

第 3 条 遺骨関連情報の国内調査において、情報提供者を本協会事務局等へ招聘して調査を行った場合は、その時間を勘案し、「別表」による謝金を支払うとともに旅費規程による交通費を支払う。

2 本協会の役職員又は社員団体に属する者が情報調査の一環として、情報提供者の自宅等へ赴き、情報提供を受けた場合は、謝金は支払わない。

但し、社会通念上の慣習に従い、謝金に替えて概ね 2,000 円前後（上限を 2,200 円とする。）の「菓子折り」などの礼品を進呈する。

（派遣等事前事後の協議出席謝金）

第 4 条 海外公文書館調査、現地調査派遣団又は遺骨収集派遣団に関して事前打合せ等の協議をするために又は派遣終了後の報告等のために、本協会事務

局等に来訪し協議に出席した本協会の社員団体の構成員又は一般の方に対し、「別表」の出席謝金及び旅費規程による交通費を支払う。

- 2 前項の協議出席者は、派遣決定者であっても東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県を除く道府県の在住者にあつては、その者の属する社員会員団体の前記4都県に在住する事務局職員等に代理出席してもらうこととする。

但し、派遣予定者が特に詳細な遺骨情報を持っている等、打合せに不可欠な者であると本協会が認める場合はこの限りでない。

- 3 第1項の謝金及び交通費の支給は、本協会の常勤役員、職員及び事業単位派遣員であつて出勤扱いの処遇を受ける者を除く。

(遺骨鑑定謝金及び考古学者調査謝金)

第5条 遺骨情報現地調査派遣団又は遺骨収集団に同行（日本出発から帰国まで）を依頼して、遺骨の鑑定を委嘱した者に対する謝金は、委嘱した者の分野別職位、経験、資格等に応じて「別表」による謝金を支払うとともに旅費規程による旅費を支払う。

- 2 収集した遺骨の柱数が多く、帰国後も鑑定書作成に日時を要した場合にはその日数に応じて派遣期間同様の謝金を支払う。
- 3 相手国の要請により、遺骨情報調査団又は遺骨収集派遣団に同行調査を委嘱した考古学者に対する謝金及び旅費も第1項と同様とする。

(附則)

この規定は、決定の日より実施し、平成29年4月1日に遡って適用する。

- 2 平成30年6月6日 一部改正（第5条追加）
- 3 令和2年2月27日 一部改正（第4条第2項、第5条第2項及び同条第3項追加）

諸謝金支払規程「別表」

規 定	金 額	備 考
第 2 条 講演謝金	2 時間まで 22,274 円 半日 33,411 円	大学教授以上の職位の者 又は大学教授と同程度と認められる者 (支払額の 10.21%を源泉徴収。以下同じ。)
	2 時間まで 11,137 円 半日 16,706 円	上記以外の者
第 3 条 第 1 項 情報調査謝金	概ね 2 時間 2,227 円	
第 4 条 出席謝金	2 時間まで 2,227 円 半日 3,342 円	
第 5 条 遺骨鑑定謝金 考古学者調査謝金	1 日 33,411 円	大学教授以上の職位の者 又は大学教授と同程度と認められる者
	1 日 25,615 円	大学准教授 又は大学准教授と同程度と認められる者
	1 日 16,706 円	上記以外の者